

1. 平成26年度の数値目標

第3期障がい福祉計画の最終年度となる平成26年度に向けた数値目標を設定し、この目標達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第1期計画基準日（平成17年10月1日）時点における施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、平成26年度末までに地域生活へ移行している人の数値目標を設定します。

国の指針では、平成26年度末時点で、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が地域生活へ移行すること、施設入所者の1割以上の削減を基本に、地域の実情に応じて目標を設定することとなっています。

前計画では、平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する者の数値目標を13人としていました。平成23年10月1日までの地域生活移行者数は21人で、平成23年度末までの目標値に対する達成率は161%となっています。

家族の高齢化や住居等の関係から、地域移行が進みづらい傾向にありますが、今後年間2人ずつの退所者と1人ずつの新規入所者を見込み、平成26年度の入所者を73人と設定しました。本市では、福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し地域生活のためのサービスを提供します。

【数値目標の設定】

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行

基礎数値	平成17年10月1日現在の施設入所者数	92人
実績	平成23年10月1日現在の施設入所者数	77人
	平成23年10月1日までの地域生活移行者数	21人
見込みと目標値	平成26年度末の入所型施設入所者数 ^{※1}	73人
	平成26年度末までの削減数 ^{※2}	19人
	平成26年度末までの地域生活移行者数 ^{※3}	25人

※1 平成26年度末の入所型施設入所者数は、現在の施設入所者数から同年度末までの削減数を差し引いた数に退院可能な精神障がい者[※]の訓練系入所者を加算しています。

※2 平成26年度末までの削減数は、平成26年度末までの地域生活移行者数から新規利用による入所型施設入所者数を差し引いた数となります。

※3 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム[※]、ケアホーム[※]、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

前計画では、平成23年度における障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を15人と設定していましたが、平成23年度において10月1日現在までに一般就労に移行した障がい者はいません。第3期計画の目標の設定に当たっては、国の指針を踏まえると平成26年度の年間一般就労移行者数は4人以上の設定となりますが、障がい者千人雇用を目指し、第2期計画の目標数値の15人を見込みます。

【数値目標の設定】

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行

基礎数値	平成17年度の年間一般就労移行者数	0人
2期目標	平成23年10月1日までの一般就労移行者数	15人
実績	平成23年10月1日までの一般就労移行者数	0人
目標値	平成26年度の年間一般就労移行者数	15人

3 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末における福祉施設の利用者数のうち、就労移行支援事業の利用者数の数値目標を設定します。

本市における平成23年10月1日現在の福祉施設利用者156人のうち就労移行支援事業の利用者は12人となっています。

目標の設定に当たっては、国の指針を基本として実績及び地域の実情を踏まえた上で設定しています。

【数値目標の設定】

数値目標3：就労移行支援事業の利用者数

実績	平成23年10月1日現在の福祉施設利用者数※	156人
	平成23年10月1日現在の就労移行支援事業利用者数	12人
見込みと目標値	平成26年度末の福祉施設利用者数	397人
	平成26年度末の就労移行支援事業利用者数	41人

※ 福祉施設利用者数とは、生活介護、自立訓練(機能訓練/生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)のいずれかを利用している人数を指します。

4 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業の利用者割合の数値目標を設定します。

目標の設定に当たっては、国の指針を踏まえた上で、障がい者千人雇用を目指した数値を設定しています。

【数値目標の設定】

数値目標4：就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

実績	平成23年10月1日現在の就労継続支援（A型）事業の利用者数	17人
	平成23年10月1日現在の就労継続支援（B型）事業の利用者数	49人
見込みと目標値	平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数	85人
	平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	160人
見込みと目標値	平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数	245人
	平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の就労継続支援（A型+B型）事業利用者数に占める割合	34.7%

2. 事業量の見込み

第2期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、第3期における各種サービス事業量を見込みました。

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）については、国の指針を踏まえた上で障がい者千人雇用を目指した数値を設定しています。

1 障がい福祉サービス等の事業量見込み

1 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	39	38	49	55	60	65
利用時間 (時間/月)	724.0	691.5	842.5	1,045.0	1,140.0	1,235.0

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	1	1	0	1	2	3
利用時間 (時間/月)	21.0	44.8	0	60	120	180

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

③ 同行援護（新設）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	—	—	—	12	14	16
利用時間 (時間/月)	—	—	—	120	140	160

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	2	3	4
利用時間 (時間/月)	0	0	0	20	30	40

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
利用時間 (時間/月)	0	0	0	4	4	4

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

(①～⑤合計)

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	40	39	49	71	80	89
利用時間 (時間/月)	745.0	736.3	842.5	1,249.0	1,434.0	1,619.0

※サービス見込量の単位 人/月:1か月当たりの利用人数, 時間/月:1か月当たりの利用時間(時間=人×一人当たり平均利用時間), 人日/月:1か月当たりの利用日数(人日=人×一人当たり平均利用日数)

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

- ①居宅介護については、平成21年度から23年度の利用実績から見込量を推計しました。計画相談支援により利用者が増えることを考慮しました。
- ②重度訪問介護については、平成23年9月の実績は0人ですが、平成21年度から23年度の利用実績から、平成24年度からは年間1名ずつの増加を見込みました。
- ③同行援護については、視覚障がいのある人の移動支援事業の実績をもとに、利用増加を考慮して推計しました。
- ④行動援護については、地域生活支援事業である移動支援事業を代替として利用する傾向があります。第3期計画においては、平成23年9月時点の支給決定者5名の半数の利用を見込み、年間1名ずつの増加としました。
- ⑤重度障害者等包括支援については、現在まで利用者はいませんが、第3期計画においては、支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 個々の障がい者にふさわしいサービス提供事業者を選ぶことのできるように情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進します。
- 必要としている障がい者に十分なアプローチができていない面もあると考えられるため、相談支援事業の強化を行う必要があります。

2 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	44	65	77	97	102	107
利用時間 (人日/月)	787	1,152	1,455	1,746	1,836	1,926

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

旧体系施設（入通所授産施設、入通所更生施設等）の新体系への移行に伴い、利用実績が増加しています。平成24年度は、新規事業者の参入を考慮し、利用者数を推計しました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 個々の障がい者にあった事業所を選択することができるよう、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進します。
- 利用者の実態把握に努め、施設との連絡調整の強化に努めます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
利用時間 (人日/月)	0	0	0	22	22	22

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

■自立訓練（生活訓練）

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	1	2	1	1	2	3
利用時間 (人日/月)	21	39	21	22	44	66

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

機能訓練については、県下に1事業所のみのため、利用実績がありません。生活訓練についても1名の利用があるのみです。

生活訓練については、平均して1～2名の利用であるため、毎年1人ずつの増加としました。

◆ 見込量を確保するための方策

○今後、サービス提供事業者の動向に注意するとともに、利用者のニーズに合った施設の情報収集に努め、利用調整を進めます。

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	12	8	12	21	31	41
利用時間 (人日/月)	202	140	245	441	651	861

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

移行支援事業所自体が少ないため、利用者は伸びていませんが、障がい者千人雇用を目指して、一般就労を進めていくため、年間10人の利用増を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

○就労移行支援は、一般就労を進める上からも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にし、サービスの強化に努める必要があります。

○一般就労を希望する人には、「障がい者就業・生活支援センター」「相談支援センターゆう

ゆう」「就労支援ルーム」等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。

④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	6	11	17	37	60	85
利用時間 (人日/月)	123	218	374	777	1,260	1,785

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

平成23年度に初めて市内に就労継続支援（A型）事業所ができ、今後も事業所の増加が見込まれます。

障がい者千人雇用を目指して就労を進めていくため、年25人程度の利用増を見込みます。

第3期計画における平成26年度の見込量については、就労継続支援の利用者（A型+B型）のうち、3割以上がA型を利用するものとして増加を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 就労継続支援（A型）は、一般就労を進める上からも重要な役割を担うサービスと考えられるため、関係機関との連携を密にし、サービスの強化に努める必要があります。
- 利用を希望する人には、「障がい者就業・生活支援センター」「相談支援センターゆうゆう」「就労支援ルーム」等の関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。

⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	29	36	49	100	125	160
利用時間 (人日/月)	468	606	904	1,800	2,250	2,880

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

平成23年度に新規事業所が開設し、平成24年度にも、旧体系施設（入通所授産施設）の新体系への移行と新規事業所の開設が予定されているなど、利用実績が増加していくものと考えられます。

第3期計画における平成26年度の見込量については、障がい者千人雇用を目指して年間25人から35人程度の増加を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 障がい者にとって、適切なサービスを利用することができるよう、事業者や特別支援学校等との連携を強化するとともに、利用者や家族の意向を適切に把握する必要があります。
- 工賃の増加を図る方策を施設事業者とともに考えていく必要があります。
- 利用を希望する人には、「障がい者就業・生活支援センター」「相談支援センターゆうゆう」等の関係機関との連携を図り、情報提供を含めた必要な支援を行います。

⑥ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	3	3	3	3	3	4

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

平成23年度は3名の利用があり、今後の増加は3年間に1人と見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

○予算を確保し、サービスを必要とする場合に対応できるよう努めます。

⑦ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	3	11	11	14	17	20
利用時間 (人日/月)	26	74	60	98	119	140

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

平成23年9月現在の支給決定者数は90名です。利用に備え、見込量を確保する必要がありますが、利用実績から1年に3人の増加を見込みました。

◆ 見込量を確保するための方策

○短期入所については、急を要する利用や事情により支給決定量を上回る利用も想定されるため、真に必要な際には適切な対応を行います。

3 居住系サービス

① 共同生活援助・共同生活介護

共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障がい者*・精神障がい者*を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

一方、共同生活介護は、介護を要する知的障がい者*・精神障がい者*を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	26	28	30	30	40	50

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

共同生活援助・共同生活介護については、施設設置が進んでいませんが、障がい者千人雇用施策の一部として、施設設置及び利用者の拡大を図ることを前提に、3年間で20人の伸びとします。

◆ 見込量を確保するための方策

○障がいの程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できる共同生活援助（グループホーム※）、共同生活介護（ケアホーム※）の整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

② 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区 分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	38	52	56	75	74	73

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

平成24年度には、市内の旧体系の入所サービス事業者が新体系へ移行するため、移行予定人数を20人としました。退所者を年2人、新規利用者は年1人増を見込んでいます。

◆ 見込量を確保するための方策

○地域で自立した生活が困難な利用者の意向を尊重し、必要なサービスが受けられるよう、事業者との連絡調整を行います。

○入所を必要とする障がい者やその家族に、入所施設に関する情報提供や施設入所利用調整に関する支援を行います。

4 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。平成23年度までは、支給開始決定を受けた後にサービス利用計画を作成することになっていましたが、平成24年度からの支給決定プロセスの見直しにより、支給決定の参考資料としてサービス等利用計画の作成が求められることになりました。

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	35	61	78

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

② 地域移行支援（新設）

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者^{*}に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	—	—	—	4	4	4

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

③ 地域定着支援（新設）

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	第2期(実績)			第3期(見込み)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数 (人/月)	—	—	—	5	8	8

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

本市においては、現在サービス利用計画の対象者がいませんが、全国的にも利用が少ない傾向にあります。

平成24年度から従来のサービス利用計画の対象者の範囲を今後3年間で段階的に拡大し、障がい福祉サービス利用者全員が対象となります。そのニーズに対応していくためには、相談事業者を確保する必要があります。

本計画においては、新たな相談支援の枠組みや、見込量に対する国の考え方を踏まえて、これらの必要量を見込みました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、総社市地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとの連携・協力を進め、相談支援体制の強化に取り組みます。
- 24時間体制の相談支援について検討する必要があります。
- サービス利用計画の対象者の拡大により、ニーズの増大が見込まれるため、サービス事業者に対し参入を促し、事業者の確保に努めます。



2 地域生活支援事業の事業量見込み

本市では、障がい者が自立した日常生活，社会生活を営むことができるように，障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

1 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言，障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに，虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整，障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分			第2期(実績)		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
相談 支 援 事 業	障害者相談支援事業	(か所)	1	1	1
		(件/年)	1,796	3,010	1,211
	地域自立支援協議会	(か所)	1	1	1

※平成23年度の実績は平成23年9月末までの実績

区 分			第3期(見込み)		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談 支 援 事 業	障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
	地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度 [*] 利用支援事業	実施の有無	有	有	有

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

現在、障害者相談支援事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託し、「相談支援センターゆうゆう」において実施していますが、新たな相談支援の創設に伴い、相談対象者の増大に向けて、相談支援の事業者を確保していく必要があります。また、相談支援事業所の増加に伴い、地域の相談支援の拠点として「基幹相談支援センター」の設置を検討します。

権利擁護については、「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置を検討します。

地域自立支援協議会については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会を中心に当事者団体・家族会、障がい者施設・サービス提供事業者、民生委員*・児童委員、行政機関、教育関係機関等の代表者により平成18年度に設置され、現在は、7つの部会等で定期的に協議を行っています。

成年後見制度*利用支援事業(市長による審判請求、低所得者の利用助成)については、平成20年度から実施していますが、平成22年度に、市長による審判請求が2件ありました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 相談支援事業については、利用者が必要なサービスを適切に受けることができるよう、更に充実、強化していく必要があります。今後は、障がい福祉サービスの対象者全員にサービス利用計画を策定するため、それぞれの障がい者や障がい児のライフステージに応じたケアマネジメントを行い、より専門的な相談支援の実施を図る体制づくりが求められます。
- 相談しやすい窓口づくり、訪問調査の充実、包括的な支援の強化、関係機関の連携強化等に取り組めます。
- 地域自立支援協議会では、障がい福祉の課題の協議や個別の相談ケースの検討をしていますが、今後も地域の障がい福祉を推進する中核的な役割を果たす機関として、新たにサービス利用計画等の質の向上を図るための体制づくりや地域移行のネットワークの強化が必要となります。

※ 総社市地域自立支援協議会の概要

○協議会で協議する内容

- (1)相談支援事業所の運営評価に関する事項
- (2)困難事例への対応の調整に関する事項
- (3)地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4)地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5)その他、事業を推進するために必要とされる事項

○部会等(平成23年12月現在)

- (1)こどもに寄り添う部会
- (2)就労を考える部会
- (3)くらしを支える部会
- (4)住まいを考える部会
- (5)精神障がい者*地域移行支援会議
- (6)障がい者理解啓発パンフレット作成プロジェクトチーム

2 コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通じて、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

区 分			第2期(実績)			第3期(見込み)		
			平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者 設置事業	実設置者 (人/年)	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者等 派遣事業	実利用件数 (件/年)	400	502	179	310	310	310

※平成23年度の実績は平成23年9月末までの実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

コミュニケーション支援事業については、市福祉課に手話通訳者（市嘱託員）1名を配置し、窓口対応や各種会議への出席等に従事しているほか、手話サークルとの連絡調整など事業の中心となっています。

手話奉仕員の派遣事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託し、養成講座修了後登録していただいた手話奉仕員（平成23年度登録者20名）を利用者からの要請で派遣していますが、平成22年度実績では年間延べ9件でした。

手話通訳者（平成23年度登録者6名）の派遣については、市民会館などで行われた講演や大会などでの手話通訳等、平成22年度年間延べ76件の利用がありました。

また、要約筆記者（平成23年度登録者16名）についても、ボランティアサークルの協力で派遣要請に応じています。平成21年度から平成23年度までは、高等学校における要約筆記の派遣を行ったため、派遣件数が増加していますが、平成24年度以降は年間10件程度を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者（市嘱託員）については、引き続き1名を市に配置するとともに、障がい福祉サービス申請等の相談にも対応できるよう充実を図ります。
- 手話奉仕員、手話通訳者の派遣事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託するとともに、要約筆記や手話のボランティアサークル活動についても、福祉ボランティア団体への助成事業を通して支援します。

3 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	4	3	0	6	6	6
自立生活支援用具	(件/年)	18	25	25	25	25	25
在宅療養等支援用具	(件/年)	7	8	4	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	6	5	9	10	10	10
排泄管理支援用具	(件/年)	1,224	1,348	1,493	1,600	1,700	1,800
住宅改修費	(件/年)	3	4	4	5	5	5

※平成23年度の実績は平成23年11月末までの給付決定件数

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

人工肛門患者のためのストーマ装具や脳原性運動機能障がいなどで意思表示が困難な障がい児のための紙おむつなど排泄管理支援用具の給付は、年々増加傾向にあります。その他の日常生活用具については、概ね第2期計画の見込み範囲内となっています。このため、第3期計画における平成26年度の見込量については、排泄管理支援用具を年間100件増とします。

◆ 見込量を確保するための方策

- 日常生活用具の給付内容については、従来の国の支給基準に準じて定めていますが、今後、必要に応じて新たな用具を追加するなど見直しも検討します。
- 利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

4 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	(か所)	16	20	19	19	20	21
	(人/月)	27	24	30	32	34	36
	(時間/月)	221	215	260	290	310	330

※1ヶ月当たりの実利用人数(人/月)を記載しています。

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

移動支援事業については、個別の移動支援（個別支援型）として実施しており、平成23年10月末現在で147人の利用決定者がいます。

地域で自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっています。

従来 of 移動支援内容以外（児童の余暇活動等）の利用については、対象範囲（利用内容、対象年齢等）の拡大の要望も多いので、支給内容を慎重に検討する必要があります。

◆ 見込量を確保するための方策

○移動支援事業については、利用目的を社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出としていますが、利用者の意見を聞きながら、対象範囲（利用内容、対象年齢等）を検討していく必要があります。

○利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を収集、提供する必要もあります。

○現在は、個別支援のみ行っていますが、グループ支援型については、安全面や人材の確保の点などからサービス提供者と協議の上、今後の実施の可能性を見極めます。

5 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者(児)に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

区 分		第2期(実績)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域活動支援センターⅠ型	(か所)	1	1	1
	(人日/月)	146	145	165
地域活動支援センターⅡ型	(か所)	1	1	1
	(人日/月)	168	161	157
地域活動支援センターⅢ型	(か所)	2	2	2
	(人日/月)	479	530	444

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

区 分		第3期(見込み)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数(か所)	1	1	1
	実利用者数(人/月)	20	20	20
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数(か所)	1	1	1
	実利用者数(人/月)	15	15	15
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数(か所)	2	2	2
	実利用者数(人/月)	50	50	50

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

市内には、Ⅰ型が1ヶ所、Ⅱ型が1ヶ所、Ⅲ型が2ヶ所で地域活動支援センター事業を行っています。利用者数は目標に比べ少ないため、今後は利用者を増やすために、事業内容の検討が必要です。第3期においても、第2期計画と同様の目標値とします。

◆ 見込量を確保するための方策

- 地域活動支援センター事業については、障がい者の日中活動の場として、各市町村とも柔軟な取り組みが期待されるものです。
- 地域活動支援センターⅡ型事業については、活動支援センター事業として、さらに特色のある事業内容を委託事業者とともに考えていく必要があります。
- 地域活動支援センターⅢ型事業である「あゆみの会共同作業所」については、障がい福祉サービス事業への移行のステップとして、精神に障がいがある人が主に利用しています。今後病院からの退院促進を強化していく上からも、重要な役割を果たしていくことが期待されます。
- 安定した事業運営を図るため、引き続き委託事業として実施していきます。

6 生活支援事業

日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、本人活動支援、精神障がい者*及びその家族等の団体が行う社会復帰に関する情報提供や、精神障がい者*に対するボランティア活動への支援などを行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進していきます。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活支援事業 (福祉機器リサイクル事業)	(人/月)	1	1	1	1	1	1
	(回/月)	6	6	6	6	6	6

※平成23年度の実績は年間見込

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

福祉機器リサイクル事業は、家庭等で不要となった介護用品を引き取り、修理及びリメイクした後、必要とする利用者に無料で貸し出すものです。社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託し、実施していますが、介護用ベッドや車いす等、年間6件程度の実績があり、今後も毎年度同件数程度が見込まれます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 今後も事業を継続しますが、事業内容の広報等情報提供を行っていく必要があります。

7 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時支援事業	(か所)	22	23	23	26	27	28
	(日人/月)	410	435	515	550	585	620

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

日中一時支援事業については、平成23年10月末現在で186人の利用決定者がいますが、平成23年4月から10月までの月平均の実利用者は73人です。

児童の利用が増加しており、今後も伸びることが予測されるため年間延べ35人増とします。

◆ 見込量を確保するための方策

○障がい児については、日中一時支援事業と放課後デイサービス事業との役割分担を明確にし、利用者の目的に応じた適切な支給決定が必要です。

○利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を収集、提供する必要もあります。

8 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。また、手話等の奉仕員の養成や自動車運転免許の取得・改造にかかる費用の一部の助成など、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	(回)	1	1	1	1	1	1
	(人/年)	50	40	40	50	50	50
点字・声の広報等発行 事業	(種類)	2	2	2	2	2	2
	(回/年)	144	156	156	156	156	168
奉仕員養成研修事業	(講座)	2	3	2	2	2	3
	(人/年)	227	379	314	212	360	379
自動車運転免許取得等 事業	(件/年)	1	1	1	3	3	3

※平成23年度の実績は年間見込

※点字・声の広報発行等事業における年間回数、のべ発行回数(部数)

※奉仕員養成研修事業における年間人数は、のべ参加人数

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、毎年秋に老人クラブ会員の高齢者と合同で、スポーツ大会を開催しています。

点字・声の広報等発行事業については、ボランティア団体の協力で、広報紙の点訳版及び録音版を作成しており、点訳版の利用者が8名、録音版が5名の利用があります。

奉仕員養成研修事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に、手話奉仕員養成講座(入門及び基礎)、要約筆記奉仕員養成講座(隔年)、点訳奉仕員養成講座を委託していますが、参加希望者がいないなどの理由で、全てを実施できていません。手話奉仕員養成講座については、平成24年度は聴覚障がい者の講師が確保できないため、入門講座のみ実施します。

自動車運転免許取得等事業については、自動車運転免許取得助成及び改造助成を3件ずつ見込んでいますが、毎年度、自動車改造助成1件のみの利用となっています。

4事業とも継続実施することとし、第3期計画における見込量については、ほぼ例年どおりとします。

◆ 見込量を確保するための方策

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、現在のスポーツ大会が年1回で参加者も限られていることから、今後、地域活動支援センターにおける日中活動と関連づけて実施していくなど内容を検討する必要があります。
- 点字・声の広報等発行事業及び奉仕員養成研修事業については、ボランティアグループの協力が不可欠なものとなっており、ボランティア活動活発化事業による活動助成やボランティア募集の広報などを通して、活動を支援していくことが必要です。
- 全国的に奉仕員養成講座参加者の減少や講座修了後に奉仕員登録に結びつかない傾向があることや奉仕員の活動の場が少ないことも課題となっています。

9 訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由で臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供し、身体の清潔と健康の維持を図るため、居室内に浴槽等を搬入して入浴サービスを実施するものです。

区 分		第2期(実績)			第3期(見込み)		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数 (か所)	1	2	2	2	3	3
	実利用者数 (人/年)	1	2	2	2	3	3

※平成23年度の実績は平成23年9月実績

◆ 利用状況及び第3期計画における見込量設定の考え方

訪問入浴サービス事業については、平成20年度から実施しています。週1回の利用で、平成23年11月末現在で2名の利用があります。

第3期計画においては、現在の利用者数をもとに1名増員を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 訪問入浴サービス事業は、介護保険サービスにも同様のサービスがありますが、地域生活支援事業においても、サービスを必要とする方のために、事業を継続していきます。

3 児童福祉法上のサービス

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月からの改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されます。

なお、平成24年度からは、上記のサービスは障害者自立支援法の対象ではなくなるため、障害者自立支援法に基づく第3期障がい福祉計画では数値目標の設定を行いません。18歳以上の障がい児施設入所者については、障害者自立支援法の障がい者施策により対応することとなります。

児童福祉法上の各サービスの内容は、以下のとおりです。

1 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育*を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

【事業内容】

- 障がい児通園施設からの移行及び新たに児童発達支援センター創設
- 重症心身障がい児（者）通園事業からの移行
- 未就学児が対象

2 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

3 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

【事業内容】

- 放課後等デイサービス（就学児以上が対象）

4 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

なお、障がい児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなり、また、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

【事業内容】

- 障がい児相談支援（障がい児支援利用計画の作成）

参考 児童デイサービスの実績

区 分		第2期（実績）		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童デイサービス	（人/月）	79	103	106
	（人日/月）	315	386	463

※平成23年度の実績は平成23年9月実績